

事 務 連 絡
令和5年6月1日

会員各位

(社) 府中市シルバー人材センター

自転車利用時の乗車用ヘルメット着用に係る対応について (通知)

道路交通法の改正により令和5年4月1日から、全ての世代の自転車利用者に対して、ヘルメット着用が努力義務となりました。就業されている会員の皆様にも下記の対応をしていただきたくお知らせいたします。

記

- 1 就業往復時及び業務中自転車を利用する場合
 - (1) 自転車乗車時はヘルメットを着用してください。
 - (2) ヘルメットは各自で用意することとし、盗難されることのないよう責任を持って管理してください。

- 2 就業時以外について
 - (1) 就業時以外の扱いについては、シルバー人材センター会員として適切な対応をお願いします。

適用日 令和5年7月1日

(社) 府中市シルバー人材センター
安全委員会